

(別紙)

合 意 書

医療法人くろえクリニック（以下「甲」という。）、XXXXXXXXXX（以下「乙」という。）及び首都圏青年ユニオン連合会（以下「丙」という。）の三者は、甲乙間における労使間紛争（以下「本件紛争」という。）に関して、本日、次のとおり合意した。

第1条（甲に関する記事等の削除）

乙及び丙は、丙がそのインターネット上のホームページに掲載している2019年6月24日付の「医療法人くろえクリニック パワハラが常態化か!？」と題する記事及び丙のツイッターアカウントの記載を含む甲ないし本件紛争に関する一切のインターネット上の記載を直ちに削除することを誓約する。

第2条（解決金及び支払方法等）

- 1 甲は、乙に対し、本件紛争に関する解決金として金40万円の支払義務があることを認め、当該金員を、乙及び丙が前条の定めを履行し、甲においてかかる履行の事実が確認できた後、2週間以内に、XXXXXXXXXX 名義の普通預金口座（口座番号7640734）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が前項の履行期限までに前項の金員の支払を怠ったときは、甲は、乙に対し、前項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する履行期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

第3条（口外等の禁止及び違約金）

- 1 甲、乙及び丙は、本件紛争、本件紛争に関する交渉の経過及び本合意内容等の本件紛争に関する一切の事項を、①甲、乙及び丙以外の第三者に対して開示・口外しないこと、②インターネット上の掲示板への書き込み等を行わないことを相互に誓約する。
- 2 乙及び丙は、甲に対し、本件紛争に関する一切の事項につき行政機関等への申告等を行わないことを誓約する。

3 甲が第1項の約束に違反したときは、甲は、乙に対し、違反毎に、違約金として金20万円を直ちに支払う。

4 乙又は丙が第1項又は第2項の約束に違反したときは、乙及び丙は、甲に対し、連帯して、違反毎に、違約金として金20万円を直ちに支払う。

第4条（清算条項）

甲、乙及び丙は、甲乙丙間には、本合意書に定めるもののほかには何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

本合意成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙において各1通を保有する。

令和2年 月 日

(甲) 医療法人くろえクリニック

(甲代理人) 〒892-0816

鹿児島市山下町12番17号コーナージュフェイス小田301号

堂免法律事務所

弁護士 堂 免 修

弁護士 久 留 倫 太 郎

(乙) 氏名：

住所：

(丙)